

JMDC



新株式発行による資金調達及び 海外売出しについて

株式会社JMDC

2020年11月9日



本件の目的・概要

目的

- 財務健全性の確保による将来の更なる事業投資の加速
- 株式流動性の向上及び機関投資家層のさらなる拡大

資金使途

- 過去の事業投資のために調達した借入金の返済原資

調達方法

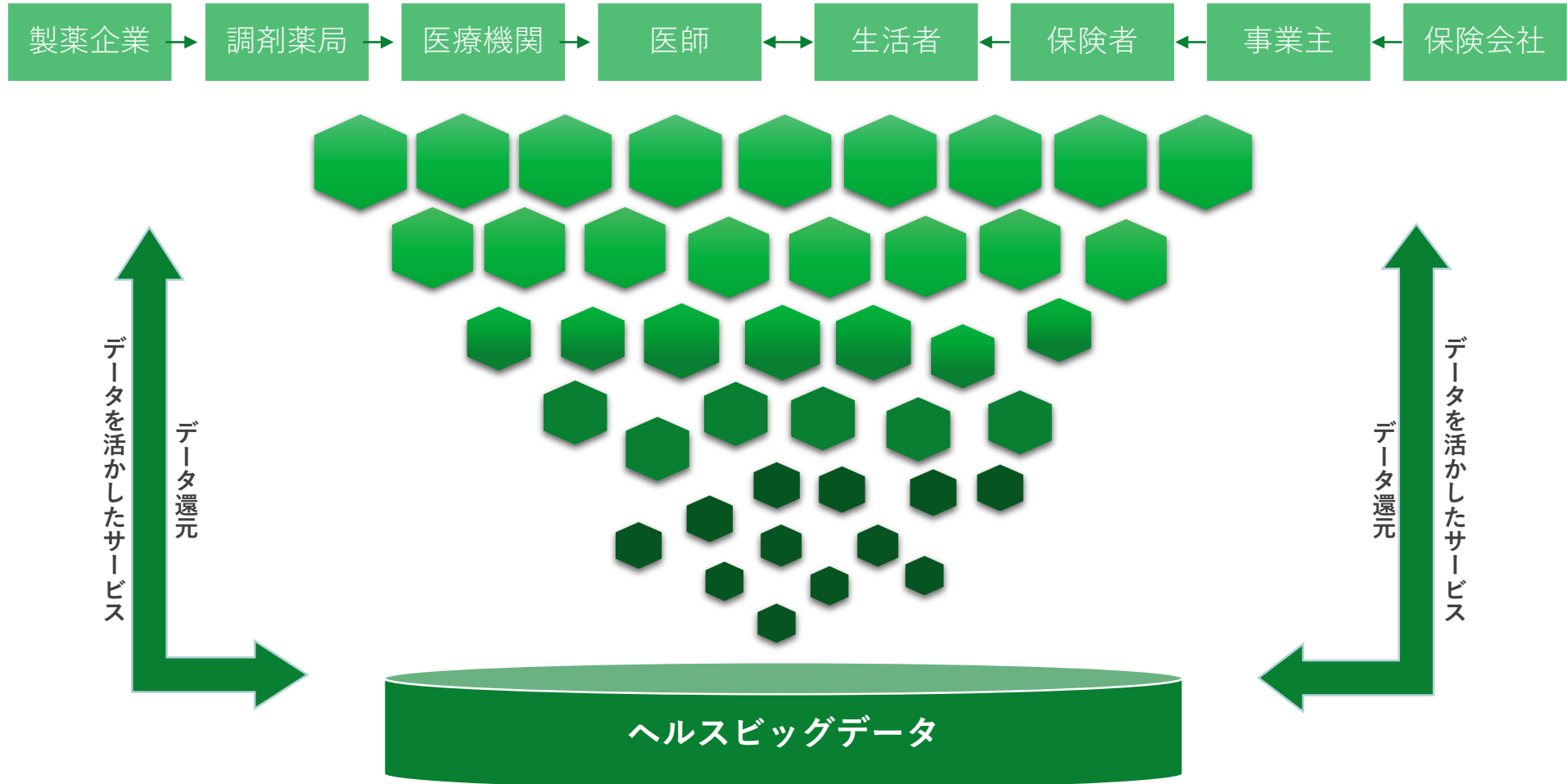
- Accelerated Book Building(“ABB”)方式により、マーケットインパクトを抑制

ABBによる募集及び売出しの概要

株式の種類	当社普通株式
形態	ABB (Accelerated Book Building) 方式
市場	欧州及びアジアを中心とする海外市場 (但し、米国及びカナダを除きます。)
発行決議日	2020年11月9日 (月)
発行価格等決定日	2020年11月9日 (月) から2020年11月12日 (木) までの間のいずれかの日
払込期日	2020年11月24日 (火)
受渡期日	2020年11月25日 (水)
募集株式数	2,000,000株 <ul style="list-style-type: none">• 新株式発行後の発行済株式総数に対する比率：3.6%• 差引手取概算額：10,328百万円 <p>※ 2020年11月9日 (月) における発行済株式総数：52,831,808株 ※ 2020年11月6日 (金) の当社株価の終値 (5,900円) を基準として算出した見込額</p>
売出し株式数	500,000株
ロックアップ条項	当社、売出人及びノーリツ鋼機株式会社：150日間
ブックランナー兼主幹事会社	野村証券株式会社

今後の方針

医師と生活者の間におけるあるべき医療の実現を目指し、日本のヘルスケアの全ての領域においてデータ環境を構築していきます。

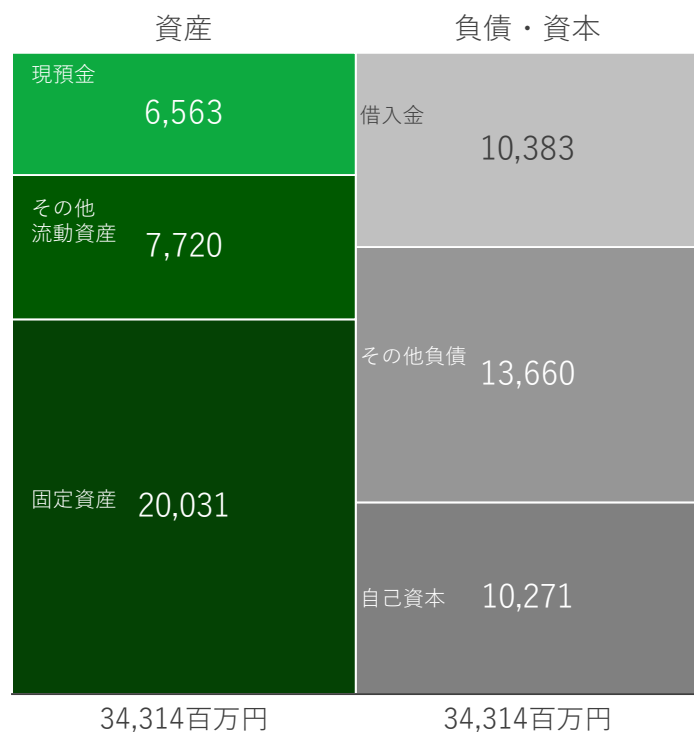


財務状況

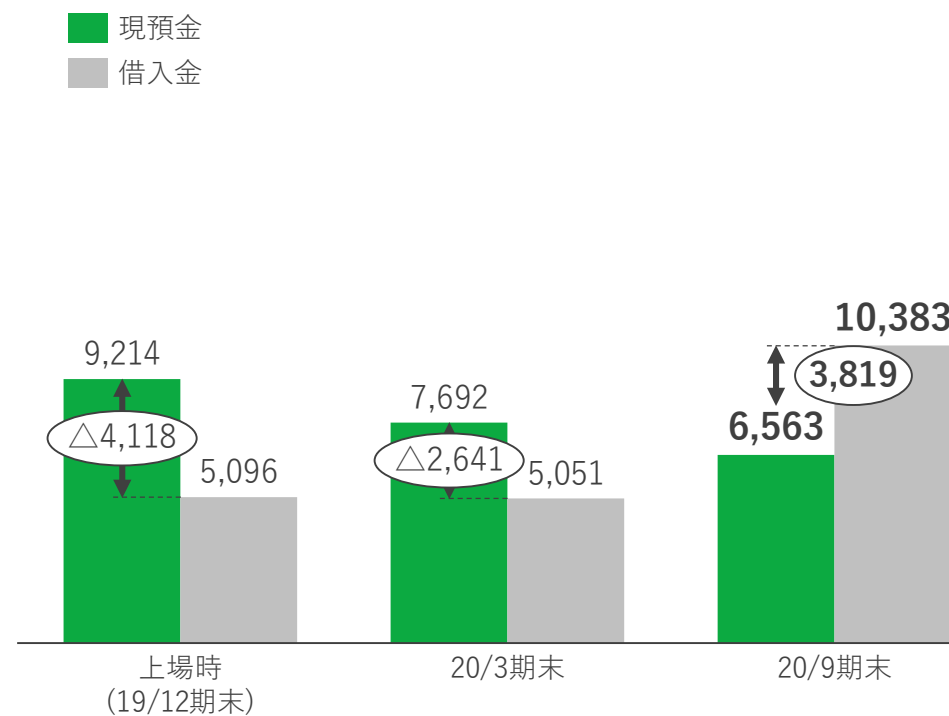
足下の事業投資により拡大してきた借入金の返済原資を確保することで、新たな借入余力を確保し、将来の事業投資機会に機動的に対応していきます。

(単位：百万円)

2020年9月末 貸借対照表



純有利子負債 推移



上場以来の当社株価・出来高推移



Note: 2020年10月1日の株式分割による調整後終値および出来高（2019年12月16日から2020年11月6日まで）を記載しております



本資料は、株式会社JMDC（以下「当社」といいます。）及び当社グループの企業情報等の提供のために作成されたものであり、当社の発行する株式その他の有価証券への勧誘を構成するものではありません。

本資料に記載される当社グループの目標、計画、見積もり、予測、予想その他の将来情報については、本資料の作成時点における当社グループの判断又は考えにすぎず、実際の当社グループの経営成績、財政状態その他の結果は、国内外の経済情勢、業界の動向、他社との競業、人材の確保、技術革新、その他経営環境等により、本資料記載の内容又はそこから推測される内容と大きく異なる可能性があります。

本資料に記載される業界、市場動向又は経済情勢等に関する情報は、現時点で入手可能な情報に基づいて作成しているものであり、当社グループがその真実性、正確性、合理性及び網羅性について保証するものではありません。また、業界、市場動向又は経済情勢等に関し、当社グループの見立て、予想、又は試算に基づく情報が記載されていることがありますが、これらは、本資料の作成時点における当社グループの判断又は考えにすぎず、実際の数値はこれらと大きく異なる可能性があります。

他社の財務数値その他の指標は、会計基準又は計算方法の違い等の理由により、当社における対応する指標と直接比較することはできません。今後の状況の変更等が本資料の内容に影響を与える可能性があります。当社は、本資料を更新、修正又は確認する義務を負うものではありません。本資料の内容は事前の通知なく変更されることがあります。

また、本資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておられません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。



J M D C